## 令和3年9月1日付【日本下水道新聞】 民間団体が提案する災害支援 <災害支援者を継続的に育成>

月豪雨などにおいても甚大な 元年東日本台風、今和2年7 す。 平成30年7月豪雨、 令和 で大規模水害が発生していま

されています。国においては

り一層の強靱化を図ることと 下水道施設についても今後よ

平成30年度から令和2年度ま

での「防災・減災、国土強靱

水害が発生し、下水道施設も

6強~7クラスの大規模地震 年の福島県沖地震など、震度 北海道胆振東部地震、令和3 平成28年熊本地震や平成30年 また、地震災害についても、 大きく被災したところです。

から7年度までの「防災・減 年末には、新たに令和3年度 されてきたところであり、昨

事務局に水コン協広域災害対

により、各分野の施策が実施 化のための3か年緊急対策」

## 全国上下水道コンサルタント協会 災、国土強靱化のための5か



専務理事

勉

が発生しており、下水道施設 活にも大きく影響しました。 は大きな被害を受け、市民生 化の推進に努めていくことと されています。 企業等が連携しながら、安全

の際には下水道施設も大きく 援者による災害時支援活動が 被害を受けることとなり、支 大規模な風水害や地震災害 ています。 また、災害時に迅速かつ円

雨や台風が多発し、全国各地

として最重要の課題であり、

防災・減災、国土強靱化は国

近年、わが国においては豪

■水コン協の災害時支援の

程)に基づき、水コン協本部 どに関する規程」(以下、規 した場合、「災害時の活動な 台風、豪雨などにより上下水 道施設に大規模な災害が発生 方公共団体の要請を受けて災 にするため、規程に基づき地 しています。 期の災害復旧が図られるよう 害時支援協定(協定)を締結 支援により上下水道施設の早

年加速化対策」が定められ、 ることとされました。 取組みのさらなる加速化を図 安心の確保のため国土強靱 下水道においても、引き続 国、地方公共団体、民間

水コン協)は、地震、津波、 必要となります。全国上下水 道コンサルタント協会(以下、 ■災害時支援協定

長、上下水道事業管理者等と 協定は地方公共団体の首 行います。 対策本部が設置され、支援活 営のための要員の派遣などを 動として、国や都道府県に設 道に係る災害時支援活動を実 置される災害時支援組織の運 施することとしています。 害対策本部を設置し、上下水 した場合には、自動的に災害 震度6弱以上の地震が発生

基づき災害訓練を毎年実施し 滑に活動できるよう、規程に 水コン協は、迅速な災害時

います。

す。一方、水コン協と協定を コン協会員会社に直接災害復 には、各社が個別に対応しま 旧業務の支援要請をした場合 る役割を担います。 被災した地方公共団体が水

支部会員会社に支援の意向調 員会社を紹介するとともに、 査を行い、支援可能な支部会 う情報提供を行うこととして 災害復旧業務が円滑に進むよ 現在、水コン協は地方公共

括した協定(一括協定)とし 秋田県、東京都、新潟県、福 井県、滋賀県、京都府および 道府県および管内市町村を一 います。このうち、北海道、 団体と52件の協定を締結して **愛媛県の8都道府県では、都** しては、平成28年の熊本地震

れ、水コン協は災害復旧業務 水コン協支部長の間で締結さ に従事する会員会社を紹介す

支部事務局に水コン協現地災 策本部を、被災地の水コン協

水コン協に支援要請した場合 締結している地方公共団体が には、水コン協支部事務局は す

関しては、地震規模が大きく た。平成23年の東日本大震災 災害時支援を行ってきまし 生に際して水コン協は各地で 整備局の支援本部に要員を派 あり、地震発生直後から地方 被害が広範囲に及んだことも 動に取り組みました。 遺するなど、積極的に支援活 における下水道施設の被災に これまで、大規模災害の発 災害時支援活動事例

公共団体数は360となりま ています。一括協定参加市町 とめることで、支援体制の構 各市町村の被災状況を取りま 村等を含め、協定対象の地方 援を行うことが可能となりま なり、迅速で円滑な災害時支 す (令和3年5月時点)。 築と市町村間の調整が容易と 一括協定では、都道府県が

■これまでの水コン協の

協定に基づく支援の事例と の間で連絡・調整、災害査定 支援に当たった会員各社等と を円滑に行うため、支援先の 大きな役割を果たしました。 日本下水道管路管理業協会、 地方公共団体、公益社団法人 本部を設けました。 資料の確認・指示を行うなど この対策本部は、災害査定 行いました。

令和元年の台風19号におい

集・提供を行うとともに、被害 市では二次調査が始まる段階 を受けて被災直後から、熊本 の大きかった益城町では要請 して地震発生直後から情報収 の際、下水道施設の被災に関

となりました。特に、熊本市 ちに協定を締結し、協定に基 地震発生後、要請を受けて直 から支援活動を行いました。 では被害が大きく、複数の会 づく初めての災害時支援活動 熊本市および益城町では、 ても支援を行いました。今和

ととなったため、現地に会員 会社の代表者が常駐する対策 員会社が同時に支援を行うこ り協定に基づく支援要請があ ついて、各担当会社が支援を 県沖地震において、宮城県よ 最大震度6強を記録した福島 基づき上下水道施設に関して ターなど5カ所の被災施設に 浄化センター、仙塩浄化セン たる会員会社を選定し、県南 東北支部により支援業務に当 り、災害時支援を行いました。 が災害時支援を行いました。 緊急に支援要請があり、水コ 仙台、宮帯より、燈だ 囲にわたって発生し、宮城県、 浸水等による機能停止が広範 設においてはポンプ場設備の きく被災しました。下水道施 では各地で上下水道施設も大 元年10月に発生した台風19号 ン協では対応可能な会員会社 最近では、今和3年2月の

## 災害支援者を継続的に育成

の活動を迅速かつ円滑に実施 大規模な災害が発生した場合

水コン協では、先述の通り、

■今後の課題など

災害時の活動などに関する 支援の必携書である「災害時

また、規程の運用を定めた

(以下、要領) および災害時 2018年版」(以下、マニ 要領―2018年度版―」 支援マニュアル (下水道版)

ュアル)を制定しています。

するための規程を制定してい

ル等の見直しを図り、改善し まえ、規程、要領、マニュア 今後もこれまでの経験を踏 ていくこととしています。 支援者育成講習会を開催しま ル等をテキストとして災害時 を有する災害時支援者を継続 えており、昨年度もマニュア 的に育成することが重要と考 水コン協では、一連の知識

いて県全体で整合を図ること ること、復旧方針・方法につ 況の説明資料がポイントとな が不可欠であること、被災状 は下水道台帳システムの活用 に関して、短期間での作成に で効率化できることなどを紹 講習会では、災害査定資料

開催を予定しており、災害時 きます。 支援者の能力向上を図ってい 介しました。今後も講習会の

0

0